

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第五号

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のとおり改正する。

第二条第一項中「及び部」を「部及びセンター」に、「教育経営部」を「教育企画部」に、「教育支援部」を「教育支援部
「教育支援部
次世代型教職員支援センター」
に改め、同条第二項中「部」の下に「及びセンター」を加える。

第三条中「及び部」を「部及びセンター」に改め、同条教育経営部の項中「教育経営部」を「教育企画部」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 小・中学校の教科教育に関する学校の支援及び調査研究に関すること。

第三条教育経営部の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削る。

第三条教育情報化推進部の項第一号中「教科教育」を「高校の教科教育」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項の次に次のように加える。

次世代型教職員支援センター

- 一 教育関係職員の研修に関すること。
- 二 他機関との連携に関すること。
- 三 学校経営に関する指導及び助言に関すること。
- 四 学校経営に関する調査研究に関すること。
- 五 奈良県次世代教員養成塾の運営に関すること。
- 六 教員の復職支援に関すること。

第四条第一項中第十二号を第十四号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 センター次長

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 センター所長

第五条中第五項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 センター次長は、センター所長を補佐しその命を受けて事務を処理する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 センター所長は、上司の命を受け、センターの事務を処理する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。